

令和6年度 短期入所生活介護 指摘事項一覧

5事業所中

番号	分類	指導内容	根拠法令	指摘 事業所数
1	具体的取扱方針	緊急やむを得ない場合に行う身体的拘束に係る記録が確認できない事例がありました。身体的拘束を行う場合は、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録してください。また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の三つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行ったうえで、その具体的な内容を記録してください。	都条例第111号第155条第4項第5項 都条例施行要領第三の八の3(5)③	1
2	秘密保持等	従業者について、秘密保持に係る必要な措置が講じられていませんでした。従業者や従業者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、秘密保持に係る誓約書を作成する等の措置を講じてください。	都条例第111号第167条で準用する第34条第1項第2項 都条例施行要領第三の八の3(18)で準用する第三の一の3(25)①②	1
3	勤務体制の確保	認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置が講じられていませんでした。全ての従業者(看護職員、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者、法第八条第二項に規定する政令で定める者その他これらに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じてください。	都条例第111号第167条で準用する第103条第3項 都条例施行要領第三の八の3(18)で準用する第三の六の3(2)③	1
4	給付費の算定 (若年性認知症入所者 受入加算)	受け入れた若年性認知症利用者ごとの担当者が明確に記録されていない事例がありました。利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行うための担当者を明確に記録してください。	厚告第19号別表8注16 老企第40号第2の2(18)	1